

(趣旨)

第1条 この要綱は、今帰仁村公の施設の指定管理者選定を公平かつ適正に実施するため、今帰仁村公の施設の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の業務)

第2条 選定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 応募書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 最優秀者及び次点の選定に関すること。
- (3) 審査結果の村長への報告に関すること。
- (4) その他公の施設の指定管理者指定に関する助言等

(組織)

第3条 選定委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 副村長
- (2) 教育長
- (3) 各課の課長、室長、会計管理者
- (4) 村区長会会長、村商工会会長、村観光協会会長
- (5) その他委員長が認める者

2 委員長は、副村長を充て、副委員長には総務課長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(除斥)

第6条 委員は、親族が関係する法人その他の団体又は自身が役員等を務める法人その他の団体が指定を受けようとする選定委員会には、参加することができない。

2 前項の親族は、配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族並びに同居の血族及び姻族とする。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要であると認めたときは選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、今帰仁村が公表した情報及び選定委員会が公表した情報については、この限りでない。

(審査結果の公表)

第9条 選定委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

(選定委員会の庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、指定管理者を指定する課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年要綱第3号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第26号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年要綱第22号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年要綱第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。